

(趣旨)

第1条 この告示は、法令その他特別の定めがあるもののほか、砥部町契約規則(平成17年砥部町規則第50号。以下「規則」という。)第6条第1項及び第20条第1項の規定に基づき、砥部町(以下「町」という。)が執行する一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)への参加を希望する業者の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の申請)

第2条 町の入札に参加するために必要な資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申請書の様式及び添付書類並びに申請書の提出期限は、別に定める。

(資格審査)

第3条 契約担当課長は、規則第6条第3項の規定により申請者の入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)を行うものとする。

2 資格審査は、2年に1回、定期に行うものとする。ただし、新規及び変更の申請による審査は随時行い、資格の有効期間は、定期資格期間の残余期間とする。

3 次の各号に掲げるものについては、資格審査を行わないものとする。ただし、建設業法(以下「法」という。)第2条に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)以外の資格審査にあっては、第1号及び第2号を除くものとする。

- (1) 資格審査の申請日において、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (2) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- (3) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められるもの
- (4) 前条の申請において、申請書類等に不備があるもの

4 建設工事に係る資格審査は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 客観的審査

法第27条の23第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準により行う。

(2) 主観的審査

町の契約実績、完成した工事の成績及び地域貢献活動について別に定めるところにより行う。

(有資格業者名簿及び等級の格付)

第4条 町長は、前条の規定により、資格を有すると認めた者(以下「有資格業者」という。)について、規則第6条第4項に規定する名簿(以下「有資格業者名簿」という。)を様式第1号により作成するものとする。ただし、建設工事に係る有資格業者は、申請書の希望業種毎に別表の等級別に格付け(以下「格付」という。)した名簿を様式第2号により作成するものとする。

2 町長は、格付を行った後、申請者の届出により、その者の格付が不相当と認められる場合は、その格付を変更することができる。

3 名簿の有効期間は、第3条第2項に規定する期間とする。ただし、建設工事に係る格付は毎年行うものとし、新規申請及び前項に示す変更となった格付期間は、次回格付審査までとする。

(格付結果の通知)

第5条 町長は、前条の規定により、格付を行った結果を砥部町建設工事格付結果通知書(様式第3号)により登録者に通知するものとする。ただし、町内に営業所を有する業者以外の者は、名簿の公表をもってそれに代えることができる。

2 有資格業者が前項に示す格付結果について異議があるときは、書面により説明を求めることができる。

3 町長は、前項の説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(格付の継承)

第6条 法第11条第1項の規定による変更等により、その営業を実質的に継承した者について、第4条第1項ただし書きによる当該格付の継承を認めることができるものとする。

(資格の取消し等)

第7条 町長は、有資格業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、資格を取消し、有資格業者名簿から抹消するものとする。

(1) 法第3条第3項の規定により許可の効力を失った者又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消された者

(2) 第3条第3項第3号に該当した者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当した者について2箇月以上12箇月以内の期間、指名停止又は格付の取消し若しくは変更を行うことができる。

(1) 虚偽の申請等を行った者

(2) 虚偽の申請等に協力した者

(委員会の審議)

第8条 町長は、資格審査にあたり、砥部町入札、契約審査委員会に意見を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 第2条の規定による資格審査申請及び第3条の規定による資格審査は、施行の日前においても行うことができる。

(砥部町建設工事請負業者選定規程の廃止)

3 砥部町建設工事請負業者選定規程(平成17年砥部町告示第42号)は、廃止する。

附 則 (平成30年10月18日告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)  
等級別格付表

工事種別	等級	総合点数	工事1件ごとの設計工事費
土木	A	850点以上	全工事
	B	750～849	5,000万円未満
	C	580～749	3,000万円未満
	D	579点以下	800万円未満
建築	A	840点以上	全工事
	B	740～839	6,000万円未満
	C	640～739	3,000万円未満
	D	639点以下	1,500万円未満
舗装	A	880点以上	全工事
	B	770～879	4,500万円未満
	C	690～769	1,500万円未満
	D	689点以下	800万円未満
その他	A	830点以上	全工事
	B	730～829	3,000万円未満
	C	630～729	1,500万円未満
	D	629点以下	500万円未満





砥部町建設工事格付結果通知書

第 号  
年 月 日

様

砥部町長

先に申請のあった、建設工事競争入札参加資格については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、格付結果について異議があるときは、その旨の趣旨を付した書面により、説明を求めることが出来ます。

異議に対する説明は、書面により行います。

記

建設工事の種類	格付等級	建設工事の種類	格付等級	建設工事の種類	格付等級

格付の有効期間 1年間(次回格付通知日まで)

ただし、経営事項審査基準より、1年7箇月の期間とする。

※ 経営事項審査基準日から1年7箇月を経過した場合は、自動的にその効力を失いますので、別に示す入札参加資格申請の変更手続きを行ってください。

問い合わせ先

砥部町 課 係

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL 089-962-2323 FAX 089-962-4277